

# 諸報告資料

(平成31年門真市教育委員会第2回定例会)

門真市教育委員会



諸報告第1号  
に関する資料

門教総第776号  
平成31年2月21日

門真市学校適正配置審議会  
会 長 様

門真市教育委員会  
教育長 久木元 秀平

市立小・中学校の適正配置・適正規模について（諮問）

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表2号の表門真市学校適正配置審議会の項の規定に基づき、下記の件について、貴審議会の意見を求めます。

#### 記

- 1 門真市学校適正配置審議会第3次答申における提言の再検討について
- 2 「小中一貫校」、「義務教育学校」等の考え方も含めた、今後の小・中学校のあり方について

## 門真市学校適正配置審議会 委員名簿

平成 31 年 2 月 21 日現在

	区 分	委員 氏名	役 職
1	【会長】 学識経験者	横山 俊祐	大阪市立大学大学院工学研究科 都市系専攻 教授
2	【副会長】 学識経験者	浦嶋 敏之	関西外国語大学 英語キャリア学部 教授
3	学識経験者	吉岡 眞知子	東大阪大学 副学長・こども学部 教授
4	学識経験者	西 孝一郎	京都光華女子大学 こども教育学部こども教育学科 准教授
5	市民の代表	松崎 淳子	公募市民
6	市民の代表	村上 香織	公募市民
7	市民の代表	大田 俊二	門真市自治連合会 会長
8	市民の代表	後藤 忠夫	門真市青少年指導員運営協議会 代表
9	市民の代表	日置 芳太郎	門真市青少年育成協議会連合会 会長
10	市民の代表	上村 梨恵	門真市PTA協議会 会長（兼中学校PTA代表）
11	市民の代表	濱崎 恵子	門真市PTA協議会 副会長（兼小学校PTA代表）
12	市民の代表	加藤 諭	門真市PTA協議会 会計（兼小学校PTA代表）
13	学校関係者	国吉 孝	五月田小学校校長
14	学校関係者	上甲 尚	門真はすはな中学校校長
15	学校関係者	岩佐 美奈子	四宮小学校教頭
16	学校関係者	黒石 美保子	砂子みなみこども園長

## 門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

**第1条** 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成27年門真市条例4号・28年24号〕

（委任）

**第2条** 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則（平成30年3月26日門真市条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### 別表（第1条関係）

#### 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市学校適正配置審議会	門真市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する必要な事項についての調査審議に関する事務

## 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（抜粋）

（趣旨）

**第1条** この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 条例別表2の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

**第3条** 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

**第4条** 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

**第5条** 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、門真市英語教育活動事業派遣事業者選定委員会及び門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会においては、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成29年門真市教委規則4号〕

（部会）

**第6条** 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

**第7条** 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

**附 則** (平成30年3月26日門真市教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**別表** (第2条—第4条関係)

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市学校適正配置審議会	会長 副会長	20人以上	(1) 学識経験者 (2) 市民の代表 (3) 学校関係者	2年	教育部教育総務課

## 門真市運動部活動の在り方に関する方針

平成31年1月  
門真市教育委員会



## 本方針策定の趣旨等

学校教育の一環として行われる運動部活動（以下「部活動」という。）は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に次のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。

- ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

このように、部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。また、

- ・ 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

このような趣旨により、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」に則り、また、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みについて、本方針を策定する。

平成31年1月30日  
門真市教育委員会

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、学校の設置者が定める「門真市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

イ 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

ウ 「門真市運動部活動の在り方に関する方針」は平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。

イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ウ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の

向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- ウ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

### 3 適切な休養日及び活動時間の設定

ア 部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も考慮し、以下を基準とする。

- 休養日の設定は以下の通りとする。
  - ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
  - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

ウ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応することとする。